

日本セーフティカヌーイング協会

定 款

日本セーフティカヌーイング協会

Japan Safe Canoeing Association

●目次

| | |
|------|-----------|
| 第1章 | 総則 |
| 第2章 | 目的及び事業 |
| 第3章 | 会員 |
| 第4章 | 役員 |
| 第5章 | 会議 |
| 第6章 | 資産及び会計 |
| 第7章 | 定款の変更、解散等 |
| 第8章 | 事務局 |
| 第9章 | 支部 |
| 第10章 | 書類の備置 |
| 第11章 | 雑則 |
| | 附則 |

日本セーフティカヌーイング協会 定款
1988年4月18日規約発行
2000年9月30日改訂版規約発行
2007年1月1日改定版定款発行
2010年1月1日改訂版定款発行
2011年1月1日改訂版定款発行

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、日本セーフティカヌーイング協会といい、英文名を
J a p a n S a f e C a n o e i n g A s s o c i a t i o n
(略称JSCA 呼称ジャスカ)とする。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を下記に置く。
静岡県富士市永田北町4-15
株式会社ブロス内

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、我が国における安全なカヌーの普及を図り、自然環境との調和
的活用を高め、もって健全な心身の発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 安全なパドリング技術、及び指導法の研究
- (2) 指導者の養成、検定及び派遣
- (3) 一般愛好者への技術認定
- (4) カヌースクールおよびカヌー指導、カヌーガイドを実施する会社、
団体、組織の公認
- (5) カヌーフィールドの調査及び評価、ならびに利用法の研究
- (6) 安全なカヌー用具の調査、研究
- (7) 事故防止対策の研究
- (8) 同様の主旨を持つ、内外諸団体との連携および加盟
- (9) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第5条 この会の会員は、次の三種とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した公認指導者
- (2) 準会員 この会の目的に賛同し入会した個人
- (3) 賛助会員 この会の目的に賛同しその事業を賛助するために入会した個人および団体

(入会)

第6条 この会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を経たものとする。

2. 理事会は、前項の申込者がこの会の目的に賛同するものであると認めるときは、これを拒否する正当な理由のない限り入会を承諾するものとする。
3. 理事会は、第1項の申込者の入会を承認しないときは速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において定めた入会金、および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の停止)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において3分の2以上の議決により、当該会員の資格を1年以内の期間で停止することができる。

- (1) この会の名誉を傷つけ、またこの会の目的に反する行為をしたとき
- (2) 会費を1期分滞納したとき
- (3) 資格有効期間内に更新手続きをしなかったとき

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会費を3期分以上滞納したとき

(退会)

第10条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる、また次の各号の何れかに該当する場合は、退会したものとみなす。

- (1) 会員が後見開始の審判、保佐開始の審判または補助開始の審判を受けた場合
- (2) 除名された場合
- (3) 会員の資格を喪失した場合

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会の名誉を傷つけ、又はこの会の目的に反する行為をしたとき
- (2) この会の規約に違反したとき
- (3) カヌー活動中の事故で、会員が刑事判決で有罪となったとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上7人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内

2. 理事のうち、1名を会長、1名を副会長、1名を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事の選任は第16条1項において、その期末の2ヶ月前より1ヶ月前までのあいだに、正会員の中から立候補者を理事長が受けつける。

2. 理事は理事会において選任または投票をもって決定し、総会の承認を得なければならない。
3. 監事は総会において選任する。
4. 総会が招集されるまでの間において、補欠または増員のため、理事または監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を得て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後、最初の開催する総会において承認を受けなければならない。
5. 会長、副会長、理事長は理事会において理事の互選により定める。
6. 監事は理事をかねることができない。

(職務)

- 第15条 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 3. 理事長は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づきこの会の業務を掌握し、日常の業務に従事し、総会の議決した事項を処理する。
 4. 理事は、理事会の構成員として、総会の議決に基づき、この会の業務を執行することができる。
 5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) この会の財産の状況を監査すること
 - (2) 監査の結果、この会の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること
 - (3) 前号の報告をするため必要がある場合には、理事会または総会を招集すること
 - (4) 理事の業務執行の状況、又はこの会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

- 第16条 役員任期は、2年とする、ただし再任を妨げない。
2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席者の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(報酬等)

第19条 役員は有給とすることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第20条 この会は、顧問3人以内、参与6名以内を置くことができる。

2. 顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者の内から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
3. 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
4. 参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。
5. 第16条第1項の規定は、顧問及び参与について準用する。

第5章 会 議

(種別)

第21条 この会の会議は、総会、理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 総会は、書面、または電子メールによる投票によって実施することができる。この場合、第22条第1項の規程による構成員は、投票期日までに速やかに投票用紙に必要事項を記載の上、事務局に送付しなければならない。
また事務局は、投票日後2週間以内に議決内容を会員全員に通知しなければならない。
3. 理事会は、書面、または電子メールによる投票によって実施することができる。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事を持って構成する。
3. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第23条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

2. 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に附議すべき事項
- (3) 事業計画および収支予算ならびにその変更と報告決算
- (4) 活動に関わる諸事業の実施に関する事項
- (5) 規程、細則の制定に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

(1) 事業年度終了後、3カ月以内に開催する

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により、招集の請求があったとき
- (3) 監事の全員から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき

3. 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招集)

第25条 総会、理事会は、会長が招集する。

2. 総会を招集する場合は、日時及び場所、並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

3. 前項の規定は理事会について準用する。ただし、議事が緊急を要する場合には、あらかじめ理事会において定めた方法により召集するときは、この限りではない。

4. 前条第2項第2号もしくは第3号、または第3項第2号の規定による請求があったときは、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、会長の指名する理事がこれにあたる。ただし第24条第2項第2号および第3号の規定により臨時総会を開催したときには出席した構成員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第27条 総会および理事会は、各会議の構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第28条 総会および理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 総会および理事会においては、第25条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。
3. 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。
4. 総会の議事の要領、および議決した事項は会員に通知する。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- (2) やむを得ない理由のため、総会又は理事会に出席できない各会議の構成員はあらかじめ通知された事項について、書面又は代理正会員をもって表決権を行使することができる。
- (3) 前項の代理正会員は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- (4) 第1項の規定により表決権を行使する正会員は、第27条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会および理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 各会議の構成員現在数
 - (3) 出席した各会議の構成員の数および理事会にあっては、理事の氏名(書面表決者又は表決委任者を含む。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中から、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(専門委員)

第31条 本会は事業推進のために、専門委員会を置き、会の業務の執行を行う。

2. 専門委員会の設置は、理事会の議決を経て、別に定める専門委員会設置に関する規程による。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費収入
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第33条 この会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決による。

(会計の原則)

第34条 この会の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (3) 財産目録、収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に示したものとする。

(事業計画及び予算)

第35条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が選任した担当理事及び会長がこれを作成し、理事会の議決を経た上、通常総会で承認を得なければならない。

2. 本会の通常総会の議決を経るまでの暫定の事業計画および収支予算は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第36条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第37条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第38条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第39条 この会の事業報告書、収支計算書及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに事務局が作成し、監事の監査および、理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後3ヶ月以内に総会の議決を得なければならない。

(収支差額の処分)

第40条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した構成員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(解散)

第43条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員の欠亡
- (3) 合併
- (4) 破産

2. 前項第1号の事由によりこの会が解散するときは、総会構成員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第44条 この会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、予め成立した総会において正会員総数の3分の2以上の議決によって定められた方法で分配または帰属させる。

第8章 事務局

(事務局)

第45条 この会に事務を処理するため事務局を設置する。

2. 事務局には事務局長を置く。

第9章 支部

(支部)

第46条 この会に理事会の議決を経て必要な地に支部を置くことができる。

第10章 書類の備置

(備え付け書類)

第47条 事務局は、主たる事務所において、定款規程書類の写しを備え置かねばならない。

2. 事務局は、毎年事業始めの3ヶ月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらをその翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かねばならない。

(1) 事業年度の事業報告書、財産目録及び収支決算書

(2) 役員名簿（前事業年度において、役員であったことがある者全員の氏名及び住所または居所を記載した名簿）

(3) 前号の役員名簿に記載された者のうち、前事業年度において報酬を受けたことのある者全員の氏名を記載した書面

(4) 前事業年度において会員であった者の氏名（団体にあつてはその名称及び代表者氏名）及び住所または居所を記載した書面

(閲覧)

第48条 会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧請求があつたときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第 1 1 章 雑 則

(細則)

第 4 9 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2010 年度 役員

■JSCA 役員

会長 西胤正弘

副会長 吉角立自

理事長 遠藤秀男

理事 青木 勇

理事 福水満之

理事 山口浩也

理事 宮里祐司

監事 讃野正則

永吉真一郎

顧問 早川 修 弁護士

石川義治

吉原宜克

土方幹夫